

2024年1月15日

E N E O S 株式会社

一部のお客さまに対する請求額誤りについて

電気契約の開始時および終了時の日割計算において、一部のお客さまの請求が誤っていたことが判明いたしました。つきましては、過大請求となっているお客さまについて、下記のとおり返金対応を実施いたします。なお、過小請求となっているお客さまについては、追加の請求は行いません。この度は、ご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

記

1. 対象のお客さま

以下のプランをご契約で、2019年4月検針分～2023年5月検針分で日割計算が適用されたお客さま

- ・ m y 標準プラン-従量電灯 A (関西)
- ・ m y 標準プラン-従量電灯 B (関西)

2. 過大請求金額

1 契約あたり 1 円～8 円 (お客さまによって異なります)

3. お客さまへの対応

(1) 契約中のお客さま

直近の電気料金から、過大請求金額を相殺して返金いたします。

(お客さまページ等で個別にご連絡しております)

(2) 既に解約済のお客さま

お振込みによる返金を予定しています。

解約時のご連絡先に対してメール・SMS で個別にお手続き方法をご案内いたします。

なお、メール・SMS がお送りできない場合、オートコール (0800-111-0126) でご連絡する場合がございます。

4. 本件に関するお問い合わせ先

電話番号 : 0120-36-8704

受付時間 : 午前9時～午後5時 (日曜および祝日、年末年始を除く)

以 上